

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

97 98 99 1m 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

三鱗運輸
株式會社 定款

川鱗運輸株式會社

三鱗蓮輪株式會社定款

第一章 總則

第一條 當會社、商號、三鱗蓮輪株式會社

稱之

第二條 當會社社員、業者、營業以自約

上文

一海陸運送業及運送取扱業。

二勞力供給請賣業。

三倉庫營業。

四運送貨物委託販賣業。

五建築材料販賣業。

第三條 當會社資本總額、金拾萬圓上文

第四條 當會社ノ本店ヲ横濱市ニ置

第五條 當會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ掲

載ス

第六條 當會社之存立時期ハ會社設立ノ日
ヨリ滿參拾年トス

第二章 株式

第七條 當會社ノ株式ハ毛株ノ金額ヲ全
五拾圓トシ總株數貳千株

トス

第八條 株式ハ記名式トシ共ニ有ラズサズ

第九條 當會社ノ株券ハ毛株、拾株、五拾株

及百株券、四種トス。

第十條 株金ノ拂込ハ第壹回拂込金額ヲ
全拾七圓五拾銭トシ其後ノ拂込額
及期日ハ取締役會ノ決議ニ依リ
之ヲ定ム。

第十一條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ノ拂込期
日、翌ヨリ其帶納金額、對ノ金
百圓ニ付迄日四銭、割合ヲ以テ遅延
利息ヲ支拂ニシテ遅延為メ生シタル費
ヲ當會社ニ支拂フモノトス。

第十二條 株主ノ其住所及印鑑ヲ會社
ニ届ケ置ケモトス。

之ヲ変更シタルトキ亦同ジ.

若週間以リ、郵便物ノ到達セサル
地ニ住所ヲ有スル株主ハ若週間
以外ニ郵便物ノ到達ス可キ地ニ假
住所又ハ代理人ヲ定メ當會社へ
届出ヘシ其變更アリタルトキ亦同ジ.

第拾參條、當會社ノ株式ヲ賣買讓渡
シタル時ハ當會社所定ノ方式依リ
當事者連署ヲ以テ名義書換ヲ
請求スヘシ相續遺贈其他事
申依リ株式取得シタル時ハ其ノ事
實ヲ證明スヘキ書類ヲ添付シテ

名義書換ヲ請求スルモノトス

第拾四條、株券ノ紛失盜難又ハ滅失ニ依リ
其再交付ヲ受ケントスル時ハ當會社
符定ノ書式ニヨリ當會社適当ト
認ムル保証人又名以上、連署ヲ以テ
請求スベシ。

前項、請求アリタル時ハ當會社
ハ請求者、費用ヲ以テ其旨ヲ公
告シ、公告翌日ヨリ拾日ヲ経ル
黒議ヲ申シ出づルモ、ナメトイハ新
株券ヲ交付ス。

第拾五條、株券ヲ數枚之文ハ其種類

變更ノ為テ株券ノ交付ヲ要ケン
トスル時ハ虞會社所定ノ方々ニ依リ
タル請求書ニ株券ヲ添付シ新株券
ノ交付ヲ請求スベシ。

第拾六條 株式名義變更ノ前条依ル新
株券ノ交付付テ在手教科ヲ徵收ス
一名義變更 株券モ交付 金或珍鐵
一新株券交付 全 金五拾鐵

第拾七條 當會社ハ毎年七月壹日及拾八月壹日

ヨリ是時株主總會終了日迄株式ノ

多義書換ヲ停止又臨時總會、招集

シタル場合ニ於テハ其ノ招集ノ通知ヲ

發シタル時ヨリ總會終了日迄亦同ジ

第三章 株主總會

第拾八條 當會社、是時株主總會ハ毎

年七月及拾八月之ヲ招集ス

第拾九條 總會ノ議長ハ就締役社長

之ニ當ル。社長差支アル時ハ常務取

締役之ニ当ル。

第廿拾條 總會ノ議事ハ商談ノ別段ノ是

タル場合ヲ除ク、外出席株主ノ

議決權ノ過半數ニテ之ヲ決ス。
可否同數ナル時ハ議長ニヲ決ス。

議長、株主トシテ其議決權ヲ行使

スルコトヲ得.

第六拾壹條 株主ハ其議決権行使ヲ他
出席株主ニ限リ委任不可トヲ得
但シ此場合ニ於テノ委任狀ヲ提出
スルコトヲ要ス.

株主無能力者ナルトキハ該代理人
ヲ以テ議決権ヲ行使不可トヲ得ルト
雖其代理人ハ豫メ市町村長ノ
證明書ヲ當會社ニ届出アル者
一限ル.

第六拾條 總會議事ノ之ヲ決議錄ハ
記載シ議長及出席シタル株主或多署名

第四章 役員

捺印シ先上之ヲ當會社存置スルトス

第六拾叁條 総會議事並其議決権行使ヲ
株主中ヨリ取締役四名以五拾株
以上ヲ所有スル株主中ヨリ監査役
戴き以れ、選舉ス.

第六拾四條 取締役ハ任期中其所有、株式壹
三株ヲ監査役ニ傳託不可トヲ要ス.
前項、株式ハ本人退職不難其期
ニ屆ケル決算報告ヲ株主總會ニ
於テ承認、終タル後ニアラサレバ之
ヲ返還セザルモノトス.

第拾五條 取締役ハ直選ヲ以テ社長免

名、専務取締役若干名ヲ

選舉入.

第拾六條 取締役社長ハ會社ヲ代表入.

社長事故アルトメト専務取締

役ニテ代理入.

第拾七條 取締役會ハ其一次議依

會會社ニ顧問又ハ相談役置

ク事ヲ得.

第拾八條 取締役又ハ監査役ヲ缺員

ト生シタル時ハ臨時株主總會ヲ

開キ補缺選舉ヲ行フ.

但シ法定員數ヲ缺ガサル時ハ次一定期

總會迄其選舉ヲ延期シト得.

第拾九條 取締役任期ハ二箇年トス

查役、任期ハ二箇年トス

但シ其任期が最終、決算期、爾人

ル定期株主總會前満了シ

ル時ハ其總會終結ニ至ル迄其

任期ヲ延長ス、補缺選舉ヲ依

リ就任シテ取締役、監査役、

舊期ハ前任期ノ候存期間

トス.

取締役及監査役ハ之ヲ再選スルト得.

第叁拾條

取締役及監査役、報酬ハ

株主總會、決議依リ之ヲ定ム。

第五章 計算

第叁拾壹條

當會社、決算ハ之ヲ定期ニ

分ナリ六月迄ヨリ拾五月迄六月迄ヨリ

前半期トシ、拾六月迄日ヨリ五月

冬拾迄ヨリ後半期トス。

第叁拾貳條 當會社、損益計算ハ毎決算期ニ於ケル總收入金ヨリ一切、経費、
損失及報償、消却金ヲ控除シタル元
ノ利益金トシ左記ノ金額ヲ控除シ
タル後額ヲ株主ニ配當ス。

但シ利益金ノ一部ヲ前途積立金

又ハ後期繰越金トナスコト

アルベシ。

一利益金三分之二以上 決定積立金。

一利益金三分之二以下 役員償與金。

第叁拾參條 株主配當金ノ毎年六月冬拾日
及拾迄月冬拾日現在、株主之簿記依

リ之ヲ拂渡シスモノトス。

第叁拾四條 株主配當金ノ其ノ配當金ニ用ス

ル決算、株主總會終了、ヨヨリ滿

參算年ノ經過スにも請求ナキ時ハ

其ノ請求權ヲ拕棄シタルモノト看做

シ、當會社、收得ト人。

第參拾九條　當會社、株式、東締役會、
承諾ナクシテ之レヲ也、讓渡スルヲ

トヲ得人。

第參拾六條　當會社、東締役會、決議、
依リ全一營業會社、株式、東得人
ル事ヲ得。

附則

第參拾八條　當會社、貿易、歸入、創立

費用、金參百圓以下ト

第參拾九條　起人、住所、氏名、及引受株數左如ニ

横濱市保谷区岩向町千吉古地參番地

一壹千壹百株

因野慶之助

一壹百株

因野

謹

一壹百株

青木玉吉

一壹百株

横濱市保谷区岩向町千吉古地參番地

一壹百株

青木七仁

一壹百株

青木七仁

東京府豊多摩郡大久保町西大久保

吉之番地

一壹吉林

園野庄之助

神奈川縣中郡平塚町字馬入
廿六百七拾八疋地

一壹吉林

官代平藏

右三舞運輸株式會社設立、爲此定款
1作成。發起人右署名捺印。又。

昭和六年三月十九日

發起人

園野庄之助

園野庄之助

役員

園野庄之助
青木五吉

園野庄之助
青木五吉

園野庄之助
青木五吉